

日本小児血液・がん学会 一般社団法人化に関する説明文書

この文書は、特定非営利法人日本小児血液・がん学会の一般社団法人への法人格変更とあわせて予定されている改編事項と、それに伴う利点・欠点のうち、会員の皆様に直接の関係が大きい点についてまとめたものです。

この説明文書をご参考にしていただき、定款や定款施行細則の内容をご確認いただくとともに、お気づきの点やご不明の点につきましては、募集中(2015年9月17日まで)のパブリックコメントとしてお寄せいただければと思います。

日本小児血液・がん学会 理事長 堀部敬三
同 庶務委員会 越永従道
同 事務局

1. 法人格の変更について

一般社団法人では、事業内容が制限されないため幅広い学会活動が可能であり、特定非営利法人の「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動」から「特定の事業のために活動」に移行することで、学会の目指す方向性を明確化できます。

一方で、所轄庁に対し下記①～⑥の書類閲覧・謄写の請求権が喪失いたします。

- ①前事業年度の事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、
- ④収支計算書、⑤役員名簿、⑥定款

また、登記手続きに約20万円の費用を要します。

2. 組織体制の改編予定について

2.1. 代議員制の導入

これまでは、評議員会には議決権がなく、社員総会と評議員会の両方の開催が必要でありました。社団法人化により、評議員を会員の代表である代議員とし、評議員会を代議員による社員総会とすることで、評議員会を議決権をもつ活発な討議の場へと変革することが期待されます。また、二回の開催にかかっていた諸経費を半減できるため、総会の開催が容易となり、瞬発力のある学会運営が可能となります。

一方で、社員総会における一般会員の議決権が喪失いたしますが、一般会員も評議員会の傍聴は可能です。

2.2. 準会員制の導入

社団法人化により、低額の年会費で入会できる「準会員制」の導入が可能となります。学生、研修医を含めた幅広い職種からの参加が期待され、会員数の増加により学会活動の活性化が期待されます。

2.3. 評議員・理事の選出領域拡大

小児がんはトータルケアが必要な領域であり、脳神経外科、整形外科、看護・支援職の各領域の重要性は広く認識されています。ですが、これまでは評議員・理事への申請資格としてはこれらの領域についての記載が不十分でした。

そこで、施行細則(案)12 ページに記載のとおり、評議員申請資格の領域に、「脳神経外科領域」と「整形外科領域」を明記することと(看護・支援領域はすでにあります)、同 14 ページの領域別理事定数に「脳神経外科領域」と「看護・医療職・支援領域」を明記いたしました。

2.4. 委員会の再編

施行細則(案)17 ページに記載のとおり、常設委員会の委員会構成をみなおし、再構成をいたしました。「臨床研究倫理審査委員会」と「倫理委員会」を「倫理委員会」に一本化し、臨床研究の審査は臨床研究グループである日本小児がん研究グループ(JCCG)内の対応事項といたしました。「学術委員会」を「学会賞等選考委員会」とし、学会推薦や学会賞の選考などの担当を明確にいたしました。常設委員会と疾患委員会が別に設置されておりましたが、常設委員会であった「疾患登録委員会」を「学術・調査委員会」とし、その中に疾患ごとの小委員会を設置いたしました。

2.5. 事業・会計年度の変更

事業・会計年度を4月1日～3月31日へと変更いたします。これにより、多くの企業の会計年度と一致させることで、寄付等の受け入れがより容易となることが期待されます。

また、これまでは、学術集会内で教育講演・教育セミナーなどを開催しており、それらを聴講するために、学会一般演題の聴講と両立することが時間的に困難でした。そこで、6月に定時総会を開催し、それと同時に春季学術教育シンポジウム(仮称)を開催いたします。そのなかで教育講演・教育セミナーを開催することで、学術集会での一般演題への参加が推進されることで、学術的活動の活性化につながることを期待されます。

一般社団法人の初年度はこの事業・会計年度の変更が伴うことで、特定非営利法人日本小児血液・がん学会の最終年度が約半年となります(年会費は通常通りです)。設立時の理事の任期については、約半年長くなることで調整いたします。 以上